

建築と法律

和田 章

東京工業大学教授・建築物物理研究センター長

設計と決断

国の法律や日本建築学会の規準によって、建築の設計や施工、さらにはできあがる建築そのものまでが決められているように考える人がある。しかし、自然の背景や町並みのなかで表される建築の美しさ、周囲に立ったときに見える建築の美しさ、もちろんプランの良さ、天井の高低の変化、壁の配置などなかに入ったときの雰囲気、天井、壁や床に選ばれる材料、壁と天井のおさまり、サッシュの太さや細かな部分の洗練された美しさなどすべての部分、階段の登り易さと降り易さ、手摺りのデザイン、空調の快適さ、長い間使っていて朽ちないこと、地震や台風に対する建物の本当の強さなど、ほとんどのことは法律とは直接関係なく、優秀な設計者が心を込めて設計し、優れた技術を持つ施工者が設計者と十分な打ち合わせを行いつつ、誠心誠意施工したかどうかにかかっている。

建築の設計はもちろん創造的な仕事であるが、実際には決断の連続である。施工が始まって決断することは多い。これらの決断のなかで、法律や学会規準に従って決断しなければならないものは、熟練した設計者の言葉によると氷山の一角という。要するに海水面下にある7/8は自分で考えて決めなくてはならない。上に列記したように、建築にとって多くの重要なことは、ほとんど法律とは関係なく決められる。これは当たり前であろう。もし、法律によって決まる割合が半分以上であつたら、街に建てられる建物はほとんど同じになってしまう。

複雑すぎる法律と手続き

1/8の影響力しかないのなら、法律はどうであっても良いか、それは違う。第一に、真面目に考えている優秀な設計者・施工者の活動を制限すべきではない。建築に関してわかっていることを学問や知識、技術としてはっきりさせ、設計者や施工者が常識として持っていれば、これらを法律に書いて守らせるという方法を使う必要はない。わかっていないことを、条文を作る側が決断して法律に書き、わかったことのようにしてしまうのは工学や技術そのものを曲げてしまう。決断は他人が行い、設計者はこれを守れば良いという方式から素晴らしい建築は生まれにくい。日本建築学会が編纂している『建築基準法令集』は2分冊になっており、箱に入っているが、ほとんど立方体の箱といえる程のページ数がある。普通に生きていけばほとんど関係しない刑法などが読みにくい法律でも、われわれには直接関係ないが、建築に関することは普通に生きている人々に関係するものであり、一般の人にも読めるようにわかりやすく書かれている必要がある。

わが国は法治国家であるから法律に書いてしまえば、これを守らなくてはならない。守らないことは許されないから、守っていることを確認する人や組織が必要になる。2003年11月号の建築雑誌に紹介したが、建築基準法が制定された昭和25年の少しあとに日本建築学会から出版された解説書には、建築は建築士が設計しているのだから、行政はこの仕事を信用し、図面や構造計算書などを一部始終調べるのではなく、概要を確認すれば良いと書かれている。現状を見てみると、建築を建てることに関係する書類作り、審査、確認などの仕事量が設計活動や施工活動そのものに比べて多すぎるように感じる。

合法的な活動

法律を緻密にして設計者が守るべきことを増やし、考えるべき部分を少なくすることは一見効率が良いように見える。しかし、「守れば良い」ということが先にでてしまい、まじめに考えることが少

わだあきら

1946年生まれ／

東京工業大学卒業／同大学院修士課程修了／

耐震工学、構造設計、空間構造／工学博士／

共著『Innovative Approaches to Earthquake Engineering』ほか／

1995年学会賞(論文)、2003年学会賞(技術)受賞

なくなってしまう。結果として良い建築はできなくなる。ひとつの悪い例として、どこの都市にもある5階建て程度の中規模百貨店を挙げる。もちろん確認申請を通して建設したのだから、建物の裏側は柱型、梁型は見えるものの、ほとんど窓がなく灰色の乾いた大きな壁面で作られており、周囲の環境を圧迫している。その壁面の下にはアスファルトの駐車場が広がることが多い。最近のニュースで見る少年犯罪はこのようなビルの屋上で起こったりする。無神経に設計された建築群からなる潤いのない乾いた街に、健全な心を持った少年は育たないように思う。法律を守って建てた建築に間違いはないとはいえない。

高層建築の容積率は「都市再生」の言葉に押されてますます緩和され、大きくなった容積率を権利のようにして、密度の高い高層建築群が次々に建てられている。再開発地域を数ブロックに分け、それぞれの容積率を目一杯に使う方式でプロジェクトが進む。設計はブロック間の競争のようになり、まとまりのない街が作られて行く。少なくともひとつの再開発に総合的なデザインがあって欲しいと思う。合法的だからといって良い方向に進むとは限らない例である。

法律は土俵

建築に関する法律を、容積率や斜線制限などの集団規定と、構造安全性などの単体規定に分けて説明することが多い。建築は人間の生活になくてはならないものであり、文化、芸術の一翼を担っているが、現代の社会では経済活動のなかに組込まれていることも間違いない。集団規定についても単体規定についても、これらの経済活動を合理的に進めるための土俵の大きさを決めていえることができる。科学・技術とはほとんど関係のない斜線制限に関する法律の効果は、その規則通りにビルの形が作られて行く混沌とした街に良く表れている。設計用の地震力の大きさの規定とこれらの地震動が作用したときの構造物の応答に関する限界値の設定は単体規定と呼ばれているものであり、もっとも科学・技術に近い条項であるが、経済競争のなかで耐震性レベルの土俵を決めているといえる。建設地に将来襲うであろう本当の地震動はどんなものかとまじめに考えても仕事を進めるうえではあまり意味はなく、設計した建築の許可を取るためには、法律で決めた設計用地震動が幅を利かせてくる。建築は土地のうえに固定され、地震や台風などの自然の外力を受ける。これらは国が決めて起こさせているのではなく、自然現象であり、今までの災害経験で分かるように人智のおよばない奥の深い現象である。

学生の立場から、数学、物理学、材料力学の授業の延長線上で、耐震基準の講義を聴くと、約束ごとではなく、真実だとして身に付けてしまう恐れがある。科学的には解明されていないことが多くあり、建築に関する経済活動を行ううえで数値を決めただけであり、現時点の仮の数値であるというような説明が必要である。

学会の役割

技術者の常識を深めるために、日本建築学会の活動として出版されている各種の規準や指針は非常に役だっている。論文集、シンポジウム、大会梗概集などから得られる情報も非常に有益である。日本建築学会は建築の設計者及び施工者へ、現在の知見でわかっていることを正しく伝えると同時に、分かっていないことがあることもはっきりさせ、設計者および施工者は自分で判断することが重要なことを伝え、これらの人々が正しい判断を行うときの支援ができるようにすることが必要である。さらに、これらの知識を一般社会に正しく伝えることも学会の使命である。